

2013年1月23日

福島県知事
佐藤 雄平 様

日本共産党福島県議会議員団
団 長 神山 悦子
副団長 宮川えみ子
同 阿部裕美子
幹事長 宮本しづえ
政調会長 長谷部 淳

2013年度予算と主な施策についての申し入れ

はじめに

東日本大震災・原発事故からまもなく2年が経過しようとしています。昨年末に行なわれた衆議院選挙によって第二次安倍自公政権が成立しましたが、首相自身がさっそくに原発の再稼働や新增設について言及したことは、「県内原発全基廃炉」を求める「オール福島」の声に真っ向からそむくものです。

安倍新政権が発表した緊急経済対策は、10.3兆円を超す財政支出のうちの約半分5.2兆円が公共事業に注ぎ込まれる内容であり、国と地方合わせ総事業費で20兆円にのぼる異例の公共事業の追加がなされるなど、大企業の収益を伸ばすための対策が最優先です。

また、この間、厚労省が生活保護制度についての二つの報告書案を発表しました。生活保護を受けにくくする方針とともに保護費削減の方向を打ち出したもので、国民の「生きる権利」を侵害するとともに自民党・安倍政権の社会保障改悪具体化の第一歩です。巨大公共事業に莫大な予算をつぎ込む一方で、財政難を理由として社会保障切り捨てを推進することに道理はありません。

原発事故の被害がいまだにひろがり続け、除染も対象戸数の1%台にとどまり、復興が進んでいません。くらしと生業の再生・復興こそ最優先に取り組むことを基本とすべきです。

2013年度の県予算編成にあたっては、「原子力に依存しない福島県」を基本に、「日本一長生きできる福島県」「日本一子育てしやすい福島県」という二つの目標を実現するために、予算編成の基本を福祉型福島県づくりへと抜本的に転換することが重要です。

県政には、以上の観点に立って、次の具体的施策の実施を要望します。

1、2013年度予算編成について

新年度予算編成の基本については、第1次申し入れで示したとおりですが、その後

被災者への支援の打ち切りの方向があること、さらに、昨年12月の総選挙で政権交代した安倍自公政権による、消費税増税と社会保障の改悪、TPP推進、不要不急の大型公共事業推進方針による国の予算編成が示されていることから、以下の点から編成するよう求めます。

- ①被災県民と本県の財政運営にも大きな支障を及ぼす消費税増税と社会保障改悪、TPP参加については、被災県として明確に中止を求めること。
- ②被災県民への支援制度の打ち切りをやめさせ、継続・延長を国に求めるとともに、被災者への支援については、福島復興再生特別措置法と基本方針に基づく財源確保を国に要求すること。
- ③大型公共事業を中心とする国の補正予算が組まれましたが、本県の公共事業においては、災害の復旧・復興を中心に県施設などの維持管理をすすめ、県民の安全・安心に役立つものとする。小名浜東港など将来の県民にツケを回しかねない不要不急の大型事業を見直し中止すること。
- ④災害を受けて大幅に増額された予算に見合う職員の確保は、本県の復興をすすめるうえで重要です。しかも、原発事故を受けて災害・被災者支援は今後長期に及ぶことが明らかになっています。
したがって、他県からの派遣、再任用、任期付き職員で対応するだけでなく、本県職員定数を大幅に増やし、保健・医療・福祉、教育分野と土木職の技術職などの正規職員を大幅に増やすこと。

2 県内全原発廃炉と原発ゼロの県からの発信を

事故原発の内部がどうなっているかいまだわからず、事故原因もいまだ究明されず、過酷事故対策を意図的に怠ってきた人災であったことだけが明白です。原発事故による被害は拡大し、深刻さを増し、被災者の多くは先の見えない苦しみのもとにおかれています。

こうしたなかで新政権による「原発新增設」「再稼働」「核燃料サイクル継続」「原発ゼロ目標見直し」発言は、福島県民の心を踏みにじり、県民愚弄の行為と言わなければなりません。「原子力に依存しない社会づくり」をめざす本県からの発信は、いよいよ重要性を増しています。

全基廃炉を明言させ、確実な事故収束へ向けた作業に責任をもつよう、「オール福島」の声として、引き続き国と東京電力に対し、あらゆる機会を使い、粘り強く求める必要があります。

- ①国に対し、「福島原発事故はまったく終わっておらず、継続している」という認識を明確にさせ、県民を困惑させ続け、苦しめている「事故収束宣言」の撤回を強く求めること。
- ②東京電力は「国のエネルギー政策」を口実に、原子力規制委員会は「決めるのは政府」を口実に、そして政府は原発推進政策をほのめかして第一原発5・6号機、第二原発の廃炉を明言しません。東電、国に対し、県内原発廃炉を決断するよう、強く求めること。
- ③県がめざす「原子力に依存しない社会」を全国に広げるため、国内原発の再稼働をさ

せず、廃炉にする決断を国にはっきりと求めること。

- ④原発作業員の健康と暮らし、命を長期にわたって守るため、県として、様々な機会を通して、労働条件改善、放射線管理・健康管理改善の手立てを継続的に図る努力をすること。
- ⑤事故収束・廃炉に向けた前線拠点となっているＪヴィレッジ内で、原発構内で使用する建設重機の燃料給油をめぐる、消防法を無視した作業が行われていたと報じられました。Ｊヴィレッジには東電や関連企業関係者の車が常時、数百台規模で駐車しており、火災が発生すれば大災害に発展する可能性があります。東電が、Ｊヴィレッジ内で違法状態を放置することのないよう、広域消防本部と連携し、県として監視するしくみをつくること。

3 除染を促進し、安心して住める県土の再生を

昨年11月末時点の全県の住宅除染終了した戸数は、僅かに8908戸に留まっていることから、除染の促進を求める声が高まっています。除染が進まないことが新たな避難や、帰還に不安を感じる理由にもなっていることから、いかにスピードを上げて取り組むかが問われており、県の役割発揮が求められています。

- ①国直轄除染事業において、手抜き作業や、下請け労働者に対する異常なピンハネが大きな社会問題となっています。除染事業は、福島県民が安心して住める県土を取り戻すための不可欠の事業であり、福島復興事業の中でも最大の公共事業に位置付けられている重要事業との認識に立って、早期に事業の信頼を回復し確実な除染が実施されるよう強く国に求めること。
- ②除染作業員の適正な賃金支払い確保のため、下請けの末端までの調査を国任せでなく、県、市町村でも実施する事。
- ③市町村実施の除染事業についても、作業員の安全確保を含め国と同様の安全対策を取り、住民の不安解消、河川の汚染防止策に必要な財源補償を国に求めるとともに、市町村への指導を徹底すること。
- ④市町村が実施する除染事業については、汚染状況に応じて現地自治体が効果的と判断した方法を国が尊重して、その財源補償するよう求めること。
- ⑤除染終了した住宅でも、余り放射線量が低減しないとの声も出されている。住民合意のもとで除染作業を終了させるよう市町村を支援すること。
- ⑥国の除染ガイドライン以外に国が交付金対象に認めた方法は、直ちに市町村に伝達すること。
- ⑦効果的な除染方法の確立を急ぐよう国に求めること。
- ⑧市町村の除染計画策定前に個人的に業者に依頼して実施したものについて、早期に支払い方法を示すよう国に求めること。また、子どもや妊婦のいる世帯では市町村の除染順番を待ちきれずに個人的に業者に依頼する事例も多いことから、その場合も国の交付金対象として支払う仕組みを早期に示すよう国に求めること。
- ⑨市町村実施の除染事業に必要な財源が、確実に確保されるよう国に求めること。
- ⑩市町村が実施すべき除染の範囲を定める除染計画の全体像を早期に住民に示すよ

う市町村を指導すること。線量が高い地域でも全戸除染計画がないために住民から不安の声が上がっている自治体があるなど、市町村の計画に対して適切な指導援助を行うこと。

- ⑪農地の除染については、一筆ごとの土壌調査を実施し、その結果に基づいて適切な営農指導を行うこと。樹園地の除染は一旦終了したとされていますが、土壌はむしろ放射線量が上がっていることから、樹勢を低下させないで除染できる方法の確立を急ぎ提示できるよう検討すること。
- ⑫水田の除染は終了とされていますが、カリウム濃度がコメへの移行の分岐と言われており、継続したカリウム散布を交付金対象とするよう国に求めること。
- ⑬長期にわたって作付が困難と見なされる農地については、景観作物の導入や、生産が可能になるまでの期間の所得補償等、農業が継続できる支援制度の確立を国に求めること。

4 賠償の打ち切りを許さず、全県民が被った被害の完全賠償を

東電は昨年12月5日、避難指示地域以外の追加賠償基準とともに賠償は昨年8月末で打ち切る方針を明らかにしました。東電が示した基準は、避難指示地域以外の子どもと妊婦に昨年1月から8月までの分の精神的損害に対して8万円、追加費用として4万円合わせて一人12万円、その他には精神的損害は認めず追加的費用としてのみ4万円一律で支払い、一律賠償はこれで終了するとしました。

この方針に対して、県民の間から大きな怒りと批判が沸き起こっています。原発事故による被害は、最も深刻に現れているのが精神的被害であり、避難指示の有無にかかわらず、いつまで続くか分からない放射能との闘いに日々翻弄され疲れ果てている県民も少なくないのが現状です。避難指示の有無にかかわらず、全ての県民が被った精神的損害を含む被害に対する完全賠償を実現させる確固とした立場に県が立つことが今強く求められています。

- ①県は全ての県民を賠償対象とする立場を堅持し、避難指示地域を除く追加賠償は地域で差別せず県南、会津も同様の賠償を行うよう東電に求めること。
- ②昨年8月で打ち切るとした避難指示地域以外の賠償の継続を東電と国に強く求めるとともに、大人の精神的損害を認めて賠償するよう求めること。また今回の請求をもって賠償打ち切り合意とは見なさないことを東電に確約させること。
- ③旧緊急時避難準備区域の一人月10万円の精神的損害賠償及び生活費の追加分としての一律賠償が、既に昨年8月末で打ち切られています。しかし、帰還宣言した川内村を見ても戻った住民は僅かに3分の1弱に留まっており、圧倒的住民が避難生活を継続している現状からも、避難指示地域と同様の一律賠償を継続するよう東電と国に求めること。
- ④福島県原子力事故損害対策協議会を早期に開催するとともに、賠償打ち切りを許さず継続を求める緊急要望活動を行うこと。
- ⑤東電福島復興本社が立ちあがったのを機に、事業者に対する賠償が円滑に進んでいない状況を打開し、速やかな賠償を行うよう東電と国に求めること。

- ⑥営業損害に対する賠償金への非課税を国に強く求めること。
- ⑦東電が示した避難指示地域の財物賠償基準では、くらしも生業も再建できないことは明らかであり、再取得可能な賠償基準に見直すよう求めること。
- ⑧ADRを通じて和解した個別賠償について、同様の条件を持つ全ての被災者に適用するよう東電と国に求めること。

5 被災者支援について

- ①避難生活の長期化にともない、体調を崩したり、これから先の生活への不安など様々な問題を抱えている避難者へ親身に寄り添う支援が一層求められている。相談窓口を増やし、広く周知徹底すること。
- ②孤独死など二次被害を防ぐため見回り対策など市町村と協力し対策を進めること。仮設住宅入居者と地域の交流促進など、意欲を持って生活できるよう支援策を強めること。
- ③仮設住宅についてはこの間、入居者要望にもとづいて、風呂の追い炊き、台所シンクの改善、掃出し口の設置、物置の設置、結露対策として外張り断熱、二部屋目の畳敷きなどが実施されましたが、すべての仮設住宅で実施されるよう水平展開を行うこと。
- ④仮設住宅と県内・県外の民間借り上げ住宅については、期間延長と住み替えについて柔軟に対応すること。また、復興住宅扱いに振り替えが可能となるよう国に求めること。
- ⑤民間借り上げ住宅についても被災者の実態把握を行い、仮設と同様の情報の提供が受けられるようにするなどきめ細かな支援を行うこと。
- ⑥孤立しがちな県外避難者のつながり、支え合えるネットワークをつくるための支援を行うこと。
- ⑦県内自主避難者への借り上げ住宅支援については18歳以下の子どもと妊婦のみ、同一自治体内は適用としない、との制限を取り払い区別なく支援をすること。
- ⑧復興公営住宅の整備は希望者全員が入居できる計画とし、建設にあたっては阪神・淡路大震災の教訓を生かした高齢者や入居者の希望を生かしたものとすること。入居者の家賃負担を軽減し、入居期間制限をしないこと。
- ⑨復興公営住宅の建設は地元業者に発注し、地域経済が活性化する事業とすること。
- ⑩「一部損壊住宅支援事業」が、希望する全市町村で実施できるように県独自の財政的支援を行うこと。また、県独自の制度も考えること。
- ⑪高速道路の無料化を4月以降も継続するよう国に求めること。
- ⑫避難区域の見直しについては、地元の意向を十分に反映させ、除染の徹底、インフラの整備を行うことを前提として進めること。
- ⑬「被災者生活再建支援法」の支援限度額を抜本的に引き上げるよう国に求めること。
- ⑭JR只見線の早期全線復旧をはかるようJR・国に求めること。

6 「福祉型の県づくり」にふさわしい医療、福祉施策の展開を

県の復興計画(第2次)において、「全国にも誇れるような健康長寿県」、「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり」が位置づけられています。

また知事は、県議会において、「県民福祉の基盤が震災前よりも、より充実した体制となるよう、事業者や市町村など多様な主体との連携を進め、県がその先頭に立つ」決意を表明されました(2012年12月6日)。

この決意を現実のものとするよう、これまでの医療、福祉分野の遅れを真摯に直視し、思い切った財政措置を講じ、「福祉型の県」へ向けた施策を展開する必要があります。

- ①深刻な医師不足解消のため、各病院が必要とする医師を確保できるよう、県として人件費面での特別な処遇改善対策を講じること。
- ②医師が自発的に県内で働く意欲をもてるよう、医師のライフステージに配慮した研修と労働環境を整備するため、各病院への具体的支援策を講じること。
- ③臨床研修病院で、指導医が余裕をもって若い医師を育てられるよう、指導医の確保や指導医の単位を保障するための県としての補助制度を創設すること。
- ④県として、公共としての医療を提供するため、県立病院を少なくとも二次医療圏にそれぞれ整備する計画をもつこと。あわせて、救急救命センターを二次医療圏ごとに整備すること。
- ⑤二次医療圏を県民に身近な規模に再編成し、県立病院を中心に、各医療圏で完結できる医療提供体制を県の責任で整備すること。
- ⑥看護職員、介護職員の人件費面でも、県独自の処遇改善策を講じ、確保を図ること。
- ⑦避難地域の介護老人施設の早急な再建を支援すること。
- ⑧県立の介護老人施設について、県民に身近な生活圏で少なくとも一つを整備する目標をもつこと。
- ⑨市町村の地域包括支援センターがその機能を十二分に発揮し、地域の高齢者が安心できる体制を整備するため、県が職員の派遣を含め、独自の支援策を講じること。
- ⑩「住まいは人権」の立場から、県民個人の責任と住宅市場にゆだねるこれまでの住宅政策を切り替え、公的責任で住宅の確保や家賃補助などの所得保障および居住の安全のための居住支援策を拡充すること。
- ⑪18歳以下の医療費無料について、市町村事務の煩雑さを解消するため、国へも働きかけつつ、一本化を図ること。
- ⑫これからの公共事業の中心に医療・福祉分野をすえ、この分野での雇用拡大が県経済の立て直しに不可欠である視点を持ち、県が主体となる福祉型の県づくり政策を打ち立てること。
- ⑬生活保護費の削減を行わないよう国に強く求めること。

7 産業、雇用対策の強化について

東日本大震災・原発事故・風評被害は県内産業に壊滅的打撃を与え、特に第一次産業はその深刻さが拡大し続けています。また、賠償の十分な対応と継続は、県にとって産業・雇用面など地域経済の浮沈にかかわる重要な問題です。

- ①復興に向けて引き続き中小商工業者の支援を強化すること。金融円滑化法の延長、貸工場の提供などきめ細かな対策を具体化すること。また、原発事故被災者を「二重ローン」解消の対象に組み入れ支援すること。
- ②福祉分野の雇用を促進するため、介護資格取得に対する補助の拡大、給与水準向上への支援、サービス提供事業者への支援に力を入れること。
- ③学校耐震化等の促進や公共施設の維持管理事業を優先的に行ない、地元業者への発注を優先し促進すること。
- ④高校卒業者の就職内定率が昨年比で上がったとはいえ未内定者が多く残されていることから卒業後も含め支援強化をはかること。
- ⑤農産物の生産、加工、流通のすべての過程で放射能対策の体系だった取り組みを確立し、安全・安心を確保すること。
- ⑥漁場に堆積した瓦礫等の回収事業を継続し、インフラ復旧・共同施設稼働のための支援、魚類等の放射線モニタリング検査要員への財政支援を行うこと。また、魚類等の非破壊法による放射能検査機器開発を支援すること。
- ⑦再生可能自然エネルギーの開発・普及、育成を本格的に進めること。太陽光発電の設置補助事業の拡充、あわせて省エネ住宅支援策を行うこと。

8 子どもの健やかな成長と教育の充実を

原発事故によって本県の子どもたちが屋外活動が制限され、「肥満」傾向が明かになっています。また、教員の精神的疾患などによる病休も増えています。子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、以下の点における予算の拡充を求めるものです。

- ①県内各地に屋内で遊べる施設を早急に増やすこと。
- ②ふくしまっ子体験活動応援事業を県外活動にも広げるなど、補助対象の拡充と予算を増額すること。また、自然の家を活用できるよう施設の改善・整備、人員の増員を図ること。
- ③保育所、幼稚園、学校等の給食の食材については、ひきつづき検査体制の要員を確保し、安全・安心な食材の提供につとめること。
- ④正教員を増やし、震災・原発事故を加味して複数担任制が取れるような教員の配置とすべきです。そのためには、子どもの人数による教員定数の考え方を見直すこと。
- ⑤障がい児施設や障がい児教育施設の劣悪な環境改善を図るとともに、生徒が増えている養護学校高等部の新設を早期に実施すること。
- ⑥サテライト校の教育環境整備および学習や進路面の支援を引き続き行なうこと。
- ⑦小中学校、県立高校における学校耐震化については、大震災後の誘発地震が指摘されていることからスピード感をもって100%達成を前倒ししてすすめること。少なくとも新年度前半で、全国平均を上回る耐震化率の実現を図ること。
- ⑧障がい者の教職員採用者を増やすこと。

以上